

# 特定地域づくり事業協同組合について

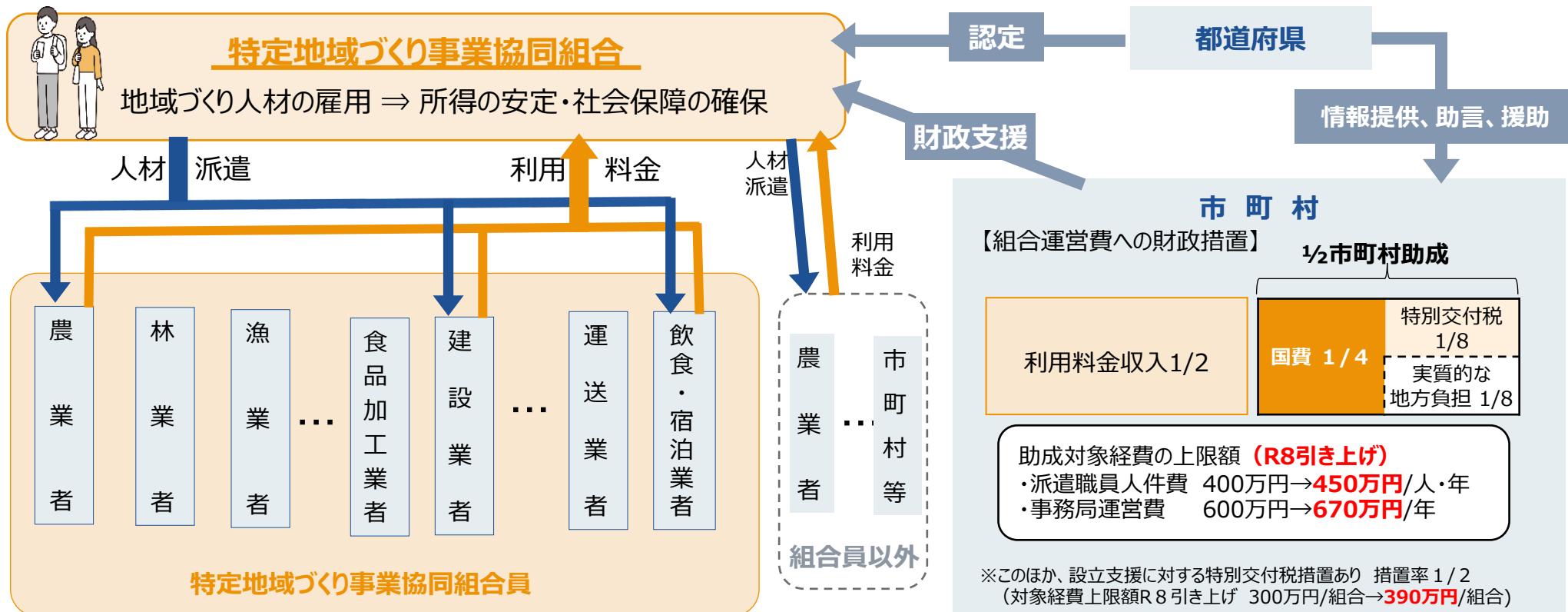
総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課



## 特定地域づくり事業協同組合制度

R8当初予算額案 6.2億円  
(R7当初予算額 5.6億円)  
※内閣府予算計上

- 地域人口の急減に直面している地域において、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る。



POINT

- 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出、地域の担い手を確保
- 対象は、人口規模や密度等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
- 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 令和7年3月に改正法が成立し、組合員以外への派遣について利用規制を緩和  
(員内利用の20%まで → 関係市町村等への派遣に限り、員外利用規制の上限を員内利用の50%まで緩和)

# 特定地域づくり事業協同組合制度の令和8年度の見直しについて (補助対象経費の上限額等の引き上げ)

○人件費の上昇を踏まえ、組合の運営や設立に係る**補助対象経費等の上限額を引き上げ**

## 1. 運営経費に係る補助対象経費

**派遣職員人件費：400万円 → 450万円／人**    **事務局運営費：600万円 → 670万円／組合**

## 2. 設立経費に係る特別交付税措置の対象経費

**300万円 → 390万円／組合**

## 1. 組合運営費に対する財政支援

### 国庫補助

・組合運営費の1/2の範囲内で公費支援（国1/2、市町村1/2）

### 特別交付税措置

・特定地域づくり事業推進交付金に係る事業の実施に伴って負担する経費（措置率1/2）



## 2. 組合設立に対する財政支援

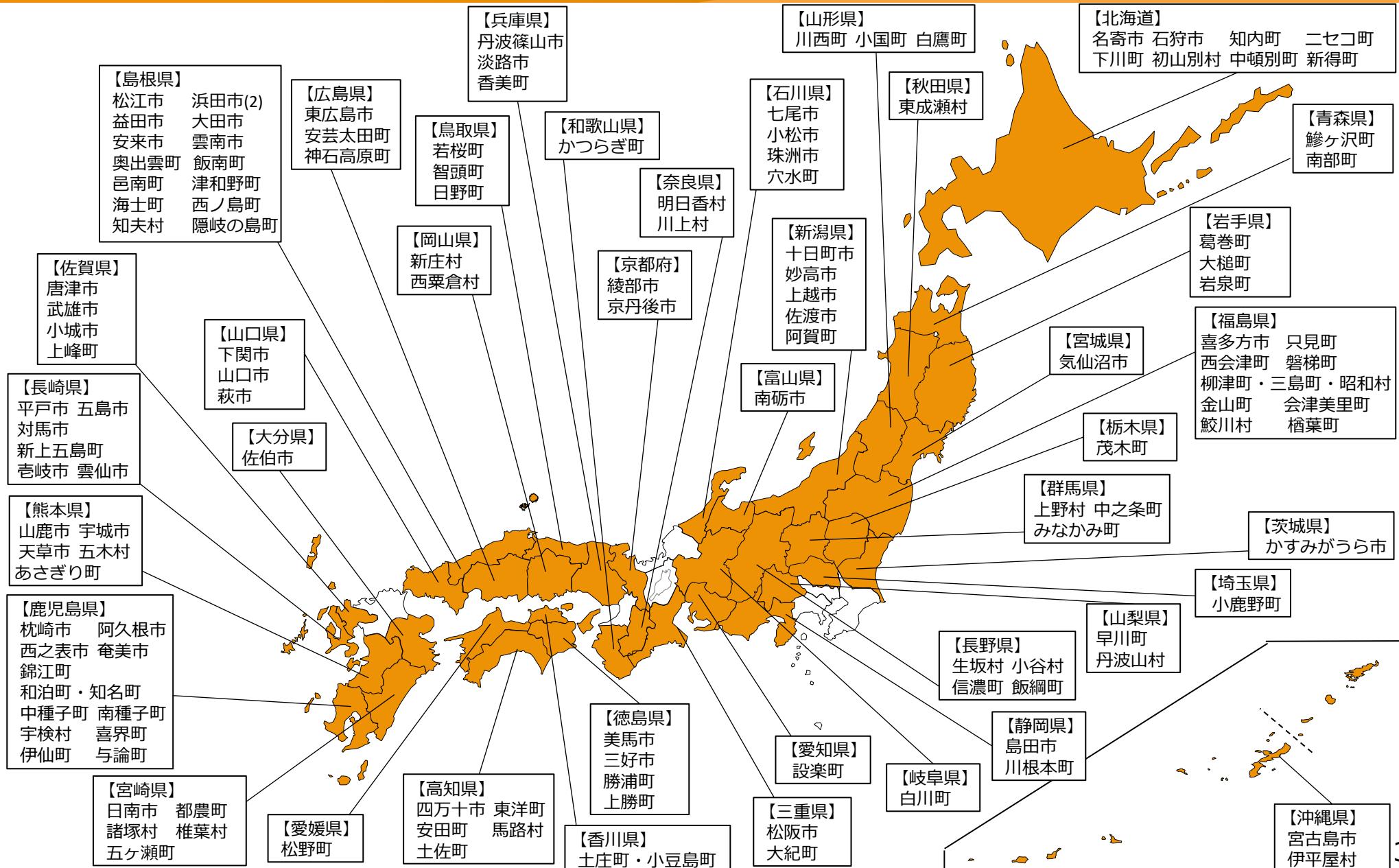
### 特別交付税措置（組合設立年度のみ）

・組合への設立支援に関して、市町村が行う単独事業の実施に要する経費

①設立時の財産的基礎形成への支援（寄付金等）②設立準備への支援（調査、登記、施設改裝、設備、アドバイザー等）

・対象経費上限額 300万円 → **390万円／組合** （措置率1／2）

## 特定地域づくり事業協同組合 認定状況

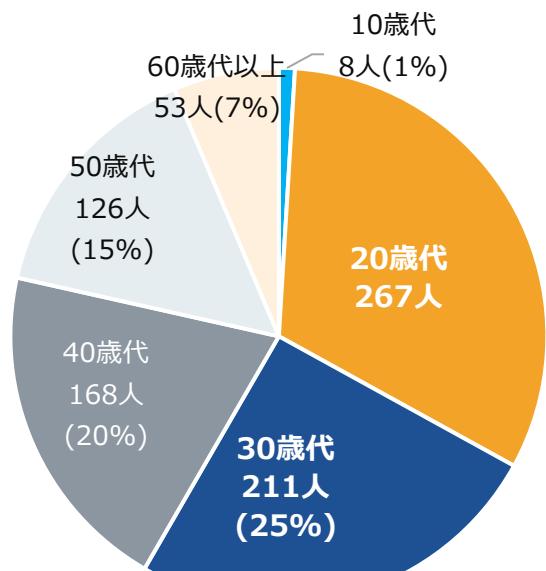


# 特定地域づくり事業協同組合の状況について

令和7年4月1日までに採用された派遣職員の総数は、**833人**

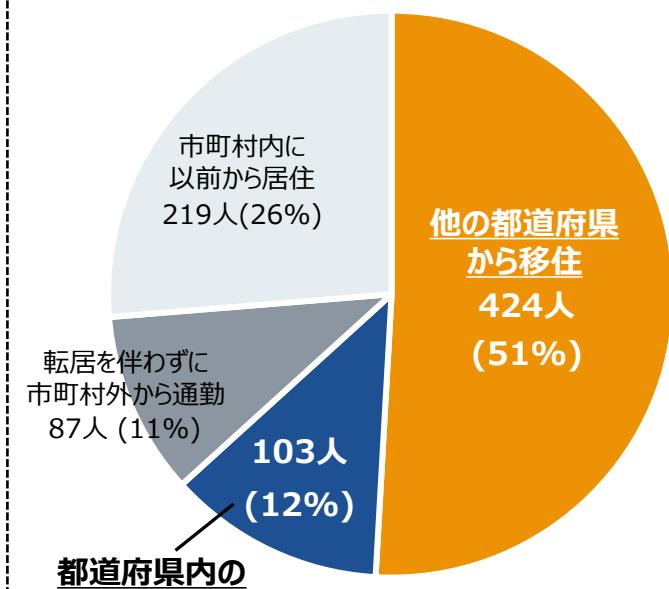
## ○派遣職員の年代比

**約6割**の職員が  
10代・20代・30代



## ○派遣職員の居住状況

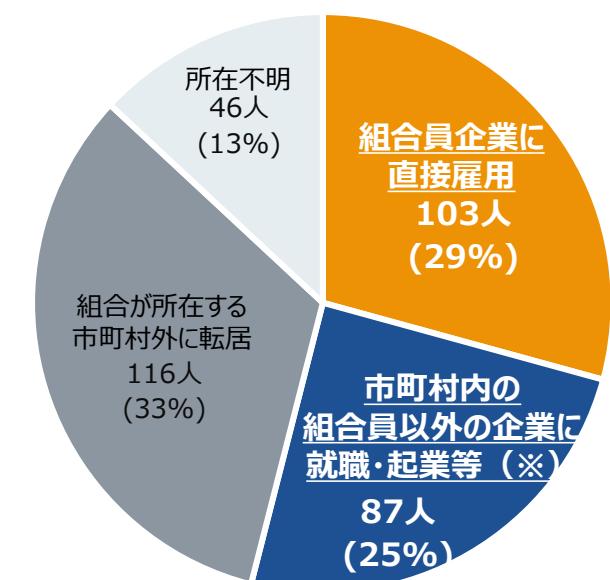
派遣職員の**約6割**が  
地域外からの移住者



- ・57人はUターン者
- ・35人は地域おこし協力隊の経験者

## ○派遣職員の退職後の動向

これまでの退職者のうち**約半数**が組合の所在する市町村でそのまま定住



※就職はしていないが市町村内に居住している人を含む。